平成２３年（フ）第７４号
三重県四日市市七つ屋町62番地１
債務者　小林　栄子（旧姓藤田）
１　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第７５号
三重県桑名市大字東方298番地14
債務者　村山　俊子
１　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第７８号
三重県四日市市中納屋町５番15号
債務者　中村　幸恵
１　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島33番地61、前住所津市一身田大古曽344番地　グリーンハウスマリオ105
債務者　和手　甚幸
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第５０号
滋賀県彦根市西今町850番地39　201号、前住所滋賀県彦根市大堀町672番地
債務者　池田冨美子
１　決定年月日時　平成23年４月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１９９号
兵庫県尼崎市若王寺２丁目36番14号、住民票上の住所兵庫県篠山市真南条中693番地４
債務者　中野　　通
１　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２２１号
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目60番５―104号、前住所兵庫県尼崎市富松町３丁目18番40―101号
債務者　東山　照子
１　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２５７号
兵庫県西宮市学文殿町１丁目８番７―202号
債務者　金井豊成こと　金　　豊成
１　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２５８号
兵庫県西宮市学文殿町１丁目８番７―202号
債務者　金井　和美
１　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３４５号
兵庫県西宮市苦楽園四番町６番67号
債務者　時吉　悦子
１　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４９号
広島県尾道市栗原西１丁目６番23号　オレンジコート７号
債務者　福本　俊秀
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第５９号
山口県下関市長門町１―１―507、住民票上の住所山口県下関市長門町３番19号　細井朗子方
債務者　大久保徳子
１　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１２号
徳島県阿南市領家町土倉26番地９、旧住所徳島県那賀郡羽ノ浦町大字中庄字黒松64番地１
債務者　荒川　明美（旧姓板敷）
１　決定年月日時　平成23年４月25日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２３年（フ）第１３号
徳島県阿南市那賀川町黒地653番地　市営黒地団地23号、旧住所徳島県阿南市那賀川町黒地557番地４
債務者　森本　良子
１　決定年月日時　平成23年４月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２３年（フ）第２１号
愛媛県宇和島市佐伯町２丁目３番17号　グリーンアート明倫館307
債務者　吉見　　玲
１　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第２５号
愛媛県宇和島市津島町岩渕甲1508番地１
債務者　山田　健太
１　決定年月日時　平成23年４月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第７１号
福岡県久留米市城南町10番地８　宮原ハイツ302号、前住所東京都八王子市堀之内３丁目１番地19　シティーハイツ堀之内508号
債務者　西村　梨里
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部